

令和 5 年 1 2 月 5 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第13号	専決処分事項の報告について	1
議案第77号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第78号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	7
議案第79号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	9
議案第84号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に ついて	13
議案第85号	工事請負契約の締結について	15
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第88号	公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第89号	公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第90号	公の施設の指定管理者の指定について	25
議案第91号	公の施設の指定管理者の指定について	27
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について	29
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について	31
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について	33
議案第95号	工事委託契約の変更について	35
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	37

(報告第 1 3 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(健康福祉総務課)

1 専決処分した理由

令和 5 年 4 月 1 1 日 が、廿日市市総合健康福祉センターから退館しようとしたところ、インターロッキングブロックが沈下してできたくぼみに足を取られ、同人が転倒し、右足関節捻挫及び右足関節腓^{みぎあしかんせつ ひ}骨^{こつえんいたんこっせつ}遠位端骨折の負傷をした。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 3 2 3, 2 7 7 円

債 権 者

(3 0 2, 2 8 1 円)

広島市西区横川新町 1 3 番 1 2 号

広島県建設国民健康保険組合 (2 0, 9 9 6 円)

理事長 原 正

3 専決処分年月日

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

(1) 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(2) 国民健康保険法

第64条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(議案第 77 号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の給料月額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の120	100分の120	100分の122.5
1 2 月	100分の120	100分の125	100分の122.5

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合の改定

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の67.5	100分の67.5	100分の68.75
1 2 月	100分の67.5	100分の70	100分の68.75

エ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の100	100分の100	100分の102.5
1 2 月	100分の100	100分の105	100分の102.5

オ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合の改定

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の47.5	100分の47.5	100分の48.75
1 2 月	100分の47.5	100分の50	100分の48.75

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	376,000	380,000
2	422,000	427,000
3	472,000	477,000
4	533,000	539,000
5	608,000	615,000
6	710,000	718,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の165	100分の165	100分の170
1 2 月	100分の165	100分の175	100分の170

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(イ)、ウの(イ)、エの(イ)及びオの(イ)並びに2の(2)のイの(イ)は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)のア及び2の(2)のアは、令和5年4月1日から適用する。
- (3) 2の(1)のイの(ア)、ウの(ア)、エの(ア)及びオの(ア)並びに2の(2)のイの(ア)は、令和5年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第 2 4 条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（令和5年度改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	150100	162100	12000	8.0	198500	208000	9500	4.8	234400	240900	6500	2.8	266000	271600	5600	2.1	290700	295400	4700	1.6	319200	323100	3900	1.2	362900	365500	2600	0.7	408100	410300	2200	0.5
2	151200	163200	12000	7.9	200300	209700	9400	4.7	236000	242400	6400	2.7	267700	273200	5500	2.1	292900	297500	4600	1.6	321400	325300	3900	1.2	365500	368100	2600	0.7	410500	412700	2200	0.5
3	152400	164400	12000	7.9	202100	211400	9300	4.6	237500	243800	6300	2.7	269200	274700	5500	2.0	295000	299500	4500	1.5	323700	327500	3800	1.2	367900	370500	2600	0.7	413000	415200	2200	0.5
4	153500	165500	12000	7.8	203900	212900	9000	4.4	239000	245200	6200	2.6	271000	276300	5300	2.0	297000	301400	4400	1.5	325900	329500	3600	1.1	370500	372900	2400	0.6	415400	417600	2200	0.5
5	154600	166600	12000	7.8	205400	214400	9000	4.4	240300	246400	6100	2.5	272700	277800	5100	1.9	298800	303200	4400	1.5	328100	331500	3400	1.0	372400	374800	2400	0.6	417300	419500	2200	0.5
6	155700	167700	12000	7.7	207200	216200	9000	4.3	241900	248000	6100	2.5	274500	279500	5000	1.8	300800	305000	4200	1.4	330100	333500	3400	1.0	374900	377300	2400	0.6	419600	421600	2000	0.5
7	156800	168800	12000	7.7	209000	217900	8900	4.3	243400	249500	6100	2.5	276300	281300	5000	1.8	302600	306600	4000	1.3	332300	335400	3100	0.9	377200	379600	2400	0.6	421700	423700	2000	0.5
8	157900	169900	12000	7.6	210800	219600	8800	4.2	244900	250900	6000	2.4	278300	283100	4800	1.7	304200	308200	4000	1.3	334500	337300	2800	0.8	379700	382100	2400	0.6	423900	425900	2000	0.5
9	158900	170900	12000	7.6	212400	221100	8700	4.1	246000	252000	6000	2.4	280200	284800	4600	1.6	306100	309800	3700	1.2	336400	339200	2800	0.8	382100	384500	2400	0.6	425900	427800	1900	0.4
10	160300	172300	12000	7.5	214200	222600	8400	3.9	247500	253400	5900	2.4	282200	286700	4500	1.6	308400	312000	3600	1.2	338600	341200	2600	0.8	384800	387100	2300	0.6	428000	429900	1900	0.4
11	161600	173600	12000	7.4	216000	224100	8100	3.8	249000	254900	5900	2.4	284100	288500	4400	1.5	310600	314200	3600	1.2	340600	343200	2600	0.8	387400	389700	2300	0.6	430100	432000	1900	0.4
12	162900	174900	12000	7.4	217800	225600	7800	3.6	250300	256200	5900	2.4	286000	290300	4300	1.5	312900	316200	3300	1.1	342800	345200	2400	0.7	390100	392300	2200	0.6	432200	433900	1700	0.4
13	164100	176100	12000	7.3	219200	226800	7600	3.5	251800	257500	5700	2.3	287900	292100	4200	1.5	315000	318200	3200	1.0	344600	347000	2400	0.7	392500	394600	2100	0.5	433900	435600	1700	0.4
14	165600	177600	12000	7.2	221000	228200	7200	3.3	253000	258700	5700	2.3	289700	293700	4000	1.4	317100	320200	3100	1.0	346600	349000	2400	0.7	394800	396900	2100	0.5	435700	437400	1700	0.4
15	167100	179100	12000	7.2	222700	229600	6900	3.1	254300	259900	5600	2.2	291200	295100	3900	1.3	319300	322100	2800	0.9	348600	350900	2300	0.7	397000	399100	2100	0.5	437700	439300	1600	0.4
16	168700	180700	12000	7.1	224500	231000	6500	2.9	255500	261100	5600	2.2	292600	296500	3900	1.3	321400	324000	2600	0.8	350600	352800	2200	0.6	399400	401400	2000	0.5	439700	441200	1500	0.3
17	169800	181800	12000	7.1	226100	232400	6300	2.8	256800	262300	5500	2.1	294400	298000	3600	1.2	323300	325900	2600	0.8	352300	354500	2200	0.6	401200	403200	2000	0.5	441600	443000	1400	0.3
18	171200	183200	12000	7.0	227800	234000	6200	2.7	258200	263600	5400	2.1	296400	300000	3600	1.2	325300	327900	2600	0.8	354300	356500	2200	0.6	403200	405100	1900	0.5	443400	444800	1400	0.3
19	172600	184600	12000	7.0	229400	235500	6100	2.7	259600	264900	5300	2.0	298500	302000	3500	1.2	327300	329800	2500	0.8	356100	358300	2200	0.6	405100	407000	1900	0.5	445200	446600	1400	0.3
20	174000	186000	12000	6.9	230900	236900	6000	2.6	261100	266200	5100	2.0	300500	303800	3300	1.1	329300	331700	2400	0.7	358000	360200	2200	0.6	406900	408800	1900	0.5	446900	448300	1400	0.3
21	175300	187300	12000	6.8	232200	238100	5900	2.5	262700	267600	4900	1.9	302400	305500	3100	1.0	331000	333400	2400	0.7	359900	362100	2200	0.6	408800	410600	1800	0.4	448700	450100	1400	0.3
22	177800	189600	11800	6.6	233800	239700	5900	2.5	264400	269100	4700	1.8	304500	307400	2900	1.0	333100	335400	2300	0.7	361800	364000	2200	0.6	410600	412400	1800	0.4	450200	451600	1400	0.3
23	180300	191800	11500	6.4	235400	241200	5800	2.5	266000	270700	4700	1.8	306500	309300	2800	0.9	335100	337400	2300	0.7	363800	365900	2100	0.6	412400	414200	1					

行政職給料表（令和５年度改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	231900	236800	4900	2.1	281500	283300	1800	0.6	328200	329600	1400	0.4	366900	368000	1100	0.3	383300	384400	1100	0.3	405000	406200	1200	0.3								
66	232500	237300	4800	2.1	282400	284000	1600	0.6	328600	330000	1400	0.4	367600	368700	1100	0.3	383900	385000	1100	0.3	405300	406500	1200	0.3								
67	233100	237800	4700	2.0	283100	284700	1600	0.6	329300	330600	1300	0.4	368300	369400	1100	0.3	384500	385600	1100	0.3	405600	406800	1200	0.3								
68	233800	238400	4600	2.0	284000	285600	1600	0.6	330100	331300	1200	0.4	369000	370000	1000	0.3	385100	386200	1100	0.3	405900	407100	1200	0.3								
69	234500	238900	4400	1.9	285000	286600	1600	0.6	330900	332100	1200	0.4	369300	370300	1000	0.3	385500	386600	1100	0.3	406100	407300	1200	0.3								
70	235100	239400	4300	1.8	285800	287400	1600	0.6	331600	332800	1200	0.4	369900	370900	1000	0.3	386000	387100	1100	0.3	406400	407600	1200	0.3								
71	235600	239900	4300	1.8	286600	288200	1600	0.6	332300	333500	1200	0.4	370600	371600	1000	0.3	386500	387600	1100	0.3	406700	407900	1200	0.3								
72	236300	240400	4100	1.7	287400	289000	1600	0.6	333000	334100	1100	0.3	371200	372200	1000	0.3	387100	388200	1100	0.3	407000	408100	1100	0.3								
73	237000	240900	3900	1.6	288200	289700	1500	0.5	333500	334600	1100	0.3	371500	372500	1000	0.3	387400	388500	1100	0.3	407200	408300	1100	0.3								
74	237600	241400	3800	1.6	288700	290200	1500	0.5	334100	335200	1100	0.3	372100	373100	1000	0.3	387800	388900	1100	0.3	407500	408600	1100	0.3								
75	238200	241800	3600	1.5	289100	290600	1500	0.5	334600	335700	1100	0.3	372800	373800	1000	0.3	388200	389300	1100	0.3	407800	408900	1100	0.3								
76	238700	242300	3600	1.5	289600	291000	1400	0.5	335200	336300	1100	0.3	373400	374400	1000	0.3	388600	389700	1100	0.3	408000	409100	1100	0.3								
77	239300	242800	3500	1.5	289800	291200	1400	0.5	335500	336600	1100	0.3	373800	374800	1000	0.3	388900	390000	1100	0.3	408200	409300	1100	0.3								
78	240000	243300	3300	1.4	290100	291500	1400	0.5	336000	337100	1100	0.3	374300	375300	1000	0.3	389200	390300	1100	0.3	408500	409600	1100	0.3								
79	240700	243800	3100	1.3	290300	291700	1400	0.5	336400	337500	1100	0.3	374900	375900	1000	0.3	389500	390600	1100	0.3	408800	409900	1100	0.3								
80	241200	244300	3100	1.3	290700	292000	1300	0.4	336900	337900	1000	0.3	375400	376400	1000	0.3	389800	390800	1000	0.3	409000	410100	1100	0.3								
81	241700	244700	3000	1.2	290900	292200	1300	0.4	337300	338300	1000	0.3	375900	376900	1000	0.3	390000	391000	1000	0.3	409200	410300	1100	0.3								
82	242300	245200	2900	1.2	291100	292400	1300	0.4	337800	338800	1000	0.3	376500	377500	1000	0.3	390300	391300	1000	0.3	409500	410600	1100	0.3								
83	242900	245600	2700	1.1	291500	292700	1200	0.4	338300	339300	1000	0.3	377000	378000	1000	0.3	390600	391600	1000	0.3	409800	410900	1100	0.3								
84	243400	246000	2600	1.1	291800	292900	1100	0.4	338800	339800	1000	0.3	377300	378300	1000	0.3	390800	391800	1000	0.3	410000	411100	1100	0.3								
85	243900	246400	2500	1.0	292100	293200	1100	0.4	339100	340100	1000	0.3	377700	378700	1000	0.3	391000	392000	1000	0.3	410200	411300	1100	0.3								
86	244500	246800	2300	0.9	292400	293500	1100	0.4	339500	340500	1000	0.3	378200	379200	1000	0.3	391300	392300	1000	0.3												
87	245100	247200	2100	0.9	292700	293800	1100	0.4	340000	341000	1000	0.3	378600	379600	1000	0.3	391600	392600	1000	0.3												
88	245600	247600	2000	0.8	293100	294100	1000	0.3	340400	341400	1000	0.3	379000	380000	1000	0.3	391800	392800	1000	0.3												
89	246100	248000	1900	0.8	293400	294400	1000	0.3	340700	341700	1000	0.3	379400	380400	1000	0.3	392000	393000	1000	0.3												
90	246600	248500	1900	0.8	293800	294800	1000	0.3	341100	342100	1000	0.3	379900	380900	1000	0.3	392300	393300	1000	0.3												
91	246900	248800	1900	0.8	294100	295100	1000	0.3	341600	342600	1000	0.3	380300	381300	1000	0.3	392600	393600	1000	0.3												
92	247300	249100	1800	0.7	294500	295500	1000	0.3	342000	343000	1000	0.3	380700	381700	1000	0.3	392800	393800	1000	0.3												
93	247600																															

消防職給料表（令和5年度改定比較表）

（単位：円、％）

職 号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	174500	188100	13600	7.8	190200	204100	13900	7.3	215100	227900	12800	6.0	254900	265300	10400	4.1	296300	302500	6200	2.1	321300	326500	5200	1.6	347600	351800	4200	1.2	381900	384600	2700	0.7
2	176200	189900	13700	7.8	191900	205800	13900	7.2	217100	229900	12800	5.9	256700	266800	10100	3.9	298100	304300	6200	2.1	323500	328600	5100	1.6	349800	354000	4200	1.2	384100	386800	2700	0.7
3	178000	191800	13800	7.8	193700	207600	13900	7.2	219100	231700	12600	5.8	258500	268200	9700	3.8	299900	306000	6100	2.0	325600	330600	5000	1.5	352100	356200	4100	1.2	386000	388700	2700	0.7
4	179700	193500	13800	7.7	195500	209400	13900	7.1	221100	233500	12400	5.6	260300	269600	9300	3.6	301900	307800	5900	2.0	327600	332600	5000	1.5	354300	358100	3800	1.1	388100	390600	2500	0.6
5	181100	194900	13800	7.6	197300	211300	14000	7.1	223100	235500	12400	5.6	262000	271100	9100	3.5	303600	309300	5700	1.9	329700	334600	4900	1.5	356300	360000	3700	1.0	389800	392300	2500	0.6
6	183000	196800	13800	7.5	199400	213400	14000	7.0	224900	237000	12100	5.4	263800	272400	8600	3.3	305500	311100	5600	1.8	331500	336100	4600	1.4	358400	362000	3600	1.0	391800	394300	2500	0.6
7	184800	198600	13800	7.5	201600	215700	14100	7.0	226900	238500	11600	5.1	265400	273600	8200	3.1	307500	313000	5500	1.8	333200	337600	4400	1.3	360600	364000	3400	0.9	393600	396100	2500	0.6
8	186700	200500	13800	7.4	203800	217900	14100	6.9	228800	240100	11300	4.9	267100	274800	7700	2.9	309600	314900	5300	1.7	334800	339100	4300	1.3	362800	365800	3000	0.8	395400	397900	2500	0.6
9	188300	202100	13800	7.3	205800	219800	14000	6.8	230900	242000	11100	4.8	268200	275800	7600	2.8	311400	316500	5100	1.6	336500	340600	4100	1.2	364500	367500	3000	0.8	397100	399600	2500	0.6
10	190000	203800	13800	7.3	208100	221900	13800	6.6	232700	243600	10900	4.7	269700	277000	7300	2.7	313600	318500	4900	1.6	338800	342800	4000	1.2	366700	369500	2800	0.8	399100	401500	2400	0.6
11	191700	205500	13800	7.2	210600	224000	13400	6.4	234500	245300	10800	4.6	271000	278200	7200	2.7	315700	320500	4800	1.5	341000	345000	4000	1.2	368700	371500	2800	0.8	401100	403500	2400	0.6
12	193400	207200	13800	7.1	212900	225800	12900	6.1	236300	246800	10500	4.4	272200	279300	7100	2.6	317700	322500	4800	1.5	343300	347000	3700	1.1	370900	373500	2600	0.7	403200	405500	2300	0.6
13	195100	208900	13800	7.1	214900	227600	12700	5.9	238100	248500	10400	4.4	273500	280400	6900	2.5	319700	324400	4700	1.5	345300	348800	3500	1.0	372700	375300	2600	0.7	404900	407100	2200	0.5
14	197100	210900	13800	7.0	216700	229400	12700	5.9	240000	250400	10400	4.3	274800	281700	6900	2.5	321600	326000	4400	1.4	347400	350800	3400	1.0	374800	377300	2500	0.7	407000	409200	2200	0.5
15	199100	213000	13900	7.0	218500	231100	12600	5.8	241900	252200	10300	4.3	275800	282700	6900	2.5	323200	327500	4300	1.3	349600	352700	3100	0.9	376800	379300	2500	0.7	409000	411200	2200	0.5
16	201100	215000	13900	6.9	220300	232700	12400	5.6	243800	254000	10200	4.2	277000	283700	6700	2.4	324800	329000	4200	1.3	351700	354600	2900	0.8	378900	381300	2400	0.6	411100	413300	2200	0.5
17	203200	217100	13900	6.8	222200	234600	12400	5.6	245300	255300	10000	4.1	277700	284400	6700	2.4	326500	330500	4000	1.2	353700	356500	2800	0.8	380500	382900	2400	0.6	412800	415000	2200	0.5
18	205300	218900	13600	6.6	223900	236000	12100	5.4	247100	256800	9700	3.9	279100	285800	6700	2.4	328800	332700	3900	1.2	355700	358500	2800	0.8	382500	384900	2400	0.6	414500	416600	2100	0.5
19	207600	220800	13200	6.4	225800	237400	11600	5.1	248900	258300	9400	3.8	280400	287100	6700	2.4	330900	334800	3900	1.2	357700	360400	2700	0.8	384400	386800	2400	0.6	416200	418200	2000	0.5
20	209900	222700	12800	6.1	227600	238800	11200	4.9	250700	259700	9000	3.6	281700	288400	6700	2.4	333200	336900	3700	1.1	359800	362400	2600	0.7	386400	388800	2400	0.6	417800	419800	2000	0.5
21	212000	224600	12600	5.9	229300	240400	11100	4.8	252300	261100	8800	3.5	283000	289400	6400	2.3	335100	338600	3500	1.0	361500	364100	2600	0.7	388100	390500	2400	0.6	419500	421300	1800	0.4
22	213800	226400	12600	5.9	231100	241900	10800	4.7	253600	261900	8300	3.3	284000	290400	6400	2.3	337100	340400	3300	1.0	363500	366000	2500	0.7	390200	392600	2400	0.6	421100	422900	1800	0.4
23	215500	228000	12500	5.8	232900	243500	10600	4.6	254800	262700	7900	3.1	285300	291600	6300	2.2	339200	34														

消防職給料表（令和５年度改定比較表）

（単位：円、％）

船 号	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級				
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	
77	282500	286000	3500	1.2	301100	303600	2500	0.8	325100	327000	1900	0.6	369900	371300	1400	0.4	409200	410300	1100	0.3	421100	422300	1200	0.3	438500	439700	1200	0.3					
78	283700	287100	3400	1.2	302600	305000	2400	0.8	326800	328700	1900	0.6	371100	372500	1400	0.4	409700	410800	1100	0.3	421400	422600	1200	0.3	438800	440000	1200	0.3					
79	284800	288100	3300	1.2	303800	306200	2400	0.8	328400	330300	1900	0.6	372300	373700	1400	0.4	410300	411400	1100	0.3	421700	422900	1200	0.3	439100	440300	1200	0.3					
80	285500	288700	3200	1.1	305300	307500	2200	0.7	330000	331900	1900	0.6	373500	374800	1300	0.3	410800	411900	1100	0.3	422000	423100	1100	0.3	439400	440600	1200	0.3					
81	286600	289600	3000	1.0	306600	308700	2100	0.7	331700	333500	1800	0.5	374700	375900	1200	0.3	411200	412300	1100	0.3	422200	423300	1100	0.3	439600	440800	1200	0.3					
82	287700	290600	2900	1.0	308000	310100	2100	0.7	333400	335100	1700	0.5	375900	377100	1200	0.3	411800	412900	1100	0.3	422500	423600	1100	0.3	439900	441100	1200	0.3					
83	288800	291500	2700	0.9	309100	311200	2100	0.7	335000	336700	1700	0.5	377000	378200	1200	0.3	412300	413400	1100	0.3	422800	423900	1100	0.3	440200	441400	1200	0.3					
84	289900	292300	2400	0.8	310500	312500	2000	0.6	336700	338300	1600	0.5	378200	379400	1200	0.3	412500	413600	1100	0.3	423000	424100	1100	0.3	440500	441700	1200	0.3					
85	291000	293400	2400	0.8	311400	313400	2000	0.6	338100	339700	1600	0.5	379300	380500	1200	0.3	412800	413900	1100	0.3	423200	424300	1100	0.3	440700	441900	1200	0.3					
86	292200	294500	2300	0.8	312900	314700	1800	0.6	339600	341200	1600	0.5	379900	381100	1200	0.3	413300	414400	1100	0.3	423500	424600	1100	0.3									
87	293100	295400	2300	0.8	314200	316000	1800	0.6	341100	342700	1600	0.5	380400	381600	1200	0.3	413600	414700	1100	0.3	423800	424900	1100	0.3									
88	294300	296400	2100	0.7	315700	317500	1800	0.6	342600	344100	1500	0.4	381000	382100	1100	0.3	413900	415000	1100	0.3	424000	425100	1100	0.3									
89	295300	297400	2100	0.7	317200	319000	1800	0.6	343900	345400	1500	0.4	381600	382700	1100	0.3	414200	415300	1100	0.3	424200	425300	1100	0.3									
90	296500	298500	2000	0.7	318700	320500	1800	0.6	345100	346600	1500	0.4	382200	383300	1100	0.3	414600	415700	1100	0.3	424500	425600	1100	0.3									
91	297600	299600	2000	0.7	320100	321900	1800	0.6	346400	347800	1400	0.4	382800	383900	1100	0.3	415000	416100	1100	0.3	424800	425900	1100	0.3									
92	298800	300700	1900	0.6	321600	323400	1800	0.6	347700	349100	1400	0.4	383400	384500	1100	0.3	415400	416500	1100	0.3	425000	426100	1100	0.3									
93	299300	301200	1900	0.6	322900	324600	1700	0.5	349100	350400	1300	0.4	383700	384800	1100	0.3	415700	416800	1100	0.3	425200	426300	1100	0.3									
94	300600	302300	1700	0.6	324200	325900	1700	0.5	350600	351900	1300	0.4	384200	385300	1100	0.3																	
95	301700	303400	1700	0.6	325600	327200	1600	0.5	352100	353400	1300	0.4	384800	385900	1100	0.3																	
96	303000	304700	1700	0.6	326900	328500	1600	0.5	353600	354800	1200	0.3	385300	386400	1100	0.3																	
97	304100	305800	1700	0.6	328100	329700	1600	0.5	354900	356100	1200	0.3	385700	386800	1100	0.3																	
98	305300	307000	1700	0.6	329400	331000	1600	0.5	356100	357300	1200	0.3	386100	387200	1100	0.3																	
99	306500	308200	1700	0.6	330700	332200	1500	0.5	357200	358400	1200	0.3	386700	387800	1100	0.3																	
100	307700	309400	1700	0.6	332000	333400	1400	0.4	358400	359600	1200	0.3	387200	388300	1100	0.3																	
101	308900	310500	1600	0.5	333400	334800	1400	0.4	359500	360700	1200	0.3	387600	388700	1100	0.3																	
102	309900	311500	1600	0.5	334300	335700	1400	0.4	360600	361800	1200	0.3	388100	389200	1100	0.3																	
103	311000	312500	1500	0.5	335400	336700	1300	0.4	361700	362900	1200	0.3	388700	389800	1100	0.3																	
104	312000	313500	1500	0.5	336600	337800	1200	0.4	362900	364000	1100	0.3	389200	390300	1100	0.3																	
105	312800	314300	1500	0.5	337700	338900	1200	0.4	364100	365200	1100	0.3	389500	390600	1100	0.3				</													

(議案第 78 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 5 年度	(イ) 令和 6 年度以降
6 月	100分の220	100分の220	100分の225
1 2 月	100分の220	100分の230	100分の225

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(イ)は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2の(ア)は、令和5年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他

の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 79 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の給料表及び期末手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定し、及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定する。

(2) 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当の支給割合に準じて次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100 分の 125	100 分の 122.5
1 2 月	100 分の 125	100 分の 122.5

(3) 勤勉手当の支給等

ア 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に支給するものとし、その算定方法等について定める。

イ 勤勉手当の支給割合を次のとおり定める。

支給月	支給割合
6 月	100 分の 102.5
1 2 月	100 分の 102.5

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 0 3 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第 1 項の者のうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期

付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第 2 4 条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	150100	162100	12000	8.0	198500	208000	9500	4.8	234400	240900	6500	2.8
2	151200	163200	12000	7.9	200300	209700	9400	4.7	236000	242400	6400	2.7
3	152400	164400	12000	7.9	202100	211400	9300	4.6	237500	243800	6300	2.7
4	153500	165500	12000	7.8	203900	212900	9000	4.4	239000	245200	6200	2.6
5	154600	166600	12000	7.8	205400	214400	9000	4.4	240300	246400	6100	2.5
6	155700	167700	12000	7.7	207200	216200	9000	4.3	241900	248000	6100	2.5
7	156800	168800	12000	7.7	209000	217900	8900	4.3	243400	249500	6100	2.5
8	157900	169900	12000	7.6	210800	219600	8800	4.2	244900	250900	6000	2.4
9	158900	170900	12000	7.6	212400	221100	8700	4.1	246000	252000	6000	2.4
10	160300	172300	12000	7.5	214200	222600	8400	3.9	247500	253400	5900	2.4
11	161600	173600	12000	7.4	216000	224100	8100	3.8	249000	254900	5900	2.4
12	162900	174900	12000	7.4	217800	225600	7800	3.6	250300	256200	5900	2.4
13	164100	176100	12000	7.3	219200	226800	7600	3.5	251800	257500	5700	2.3
14	165600	177600	12000	7.2	221000	228200	7200	3.3	253000	258700	5700	2.3
15	167100	179100	12000	7.2	222700	229600	6900	3.1	254300	259900	5600	2.2
16	168700	180700	12000	7.1	224500	231000	6500	2.9	255500	261100	5600	2.2
17	169800	181800	12000	7.1	226100	232400	6300	2.8	256800	262300	5500	2.1
18	171200	183200	12000	7.0	227800	234000	6200	2.7	258200	263600	5400	2.1
19	172600	184600	12000	7.0	229400	235500	6100	2.7	259600	264900	5300	2.0
20	174000	186000	12000	6.9	230900	236900	6000	2.6	261100	266200	5100	2.0
21	175300	187300	12000	6.8	232200	238100	5900	2.5	262700	267600	4900	1.9
22	177800	189600	11800	6.6	233800	239700	5900	2.5	264400	269100	4700	1.8
23	180300	191800	11500	6.4	235400	241200	5800	2.5	266000	270700	4700	1.8
24	182800	194000	11200	6.1	236900	242600	5700	2.4	267600	272200	4600	1.7
25	185200	196200	11000	5.9	237900	243600	5700	2.4	269400	273800	4400	1.6
26	186900	197900	11000	5.9	239400	245100	5700	2.4	271200	275500	4300	1.6
27	188500	199400	10900	5.8	240700	246400	5700	2.4	272900	277100	4200	1.5
28	190200	200900	10700	5.6	241900	247600	5700	2.4	274600	278700	4100	1.5
29	191700	202400	10700	5.6	243100	248700	5600	2.3	276200	280300	4100	1.5
30	193400	203800	10400	5.4	244100	249700	5600	2.3	277900	281800	3900	1.4
31	195200	205200	10000	5.1	245100	250600	5500	2.2	279700	283300	3600	1.3
32	196900	206600	9700	4.9	246100	251500	5400	2.2	281200	284800	3600	1.3
33	198500	208000	9500	4.8	247200	252400	5200	2.1	282400	285900	3500	1.2
34	199900	209300	9400	4.7	248100	253300	5200	2.1	284100	287500	3400	1.2
35	201400	210600	9200	4.6	249000	254100	5100	2.0	285700	289000	3300	1.2
36	202900	211900	9000	4.4	250000	254900	4900	2.0	287400	290500	3100	1.1
37	204200	213200	9000	4.4	250900	255600	4700	1.9	289000	291900	2900	1.0
38	205500	214400	8900	4.3	252200	256700	4500	1.8	290700	293500	2800	1.0
39	206700	215600	8900	4.3	253400	257900	4500	1.8	292500	295100	2600	0.9
40	208000	216700	8700	4.2	254700	259000	4300	1.7	294300	296700	2400	0.8
41	209300	217800	8500	4.1	256000	260200	4200	1.6	295800	298200	2400	0.8
42	210600	218900	8300	3.9	257400	261400	4000	1.6	297500	299800	2300	0.8
43	211900	219900	8000	3.8	258600	262500	3900	1.5	299000	301300	2300	0.8
44	213200	220900	7700	3.6	259800	263600	3800	1.5	300600	302800	2200	0.7
45	214300	221800	7500	3.5	260900	264700	3800	1.5	302200	304400	2200	0.7
46	215600	222700	7100	3.3	262100	265800	3700	1.4	303900	306000	2100	0.7
47	216900	223600	6700	3.1	263400	266900	3500	1.3	305500	307600	2100	0.7
48	218200	224500	6300	2.9	264500	267900	3400	1.3	307200	309100	1900	0.6
49	219200	225400	6200	2.8	265600	268900	3300	1.2	308100	310000	1900	0.6
50	220300	226300	6000	2.7	266600	269900	3300	1.2	309600	311500	1900	0.6
51	221300	227200	5900	2.7	267800	270900	3100	1.2	311100	313000	1900	0.6
52	222300	228100	5800	2.6	268900	271800	2900	1.1	312700	314600	1900	0.6
53	223300	228900	5600	2.5	269900	272700	2800	1.0	314300	316200	1900	0.6
54	224200	229800	5600	2.5	270900	273600	2700	1.0	315900	317800	1900	0.6
55	225100	230700	5600	2.5	272000	274500	2500	0.9	317500	319300	1800	0.6
56	226000	231500	5500	2.4	273100	275400	2300	0.8	319000	320800	1800	0.6
57	226300	231800	5500	2.4	274000	276300	2300	0.8	320500	322200	1700	0.5
58	227100	232600	5500	2.4	275000	277200	2200	0.8	321700	323400	1700	0.5
59	227800	233300	5500	2.4	275900	278100	2200	0.8	322900	324500	1600	0.5
60	228500	233900	5400	2.4	277000	279000	2000	0.7	324100	325600	1500	0.5
61	229200	234500	5300	2.3	278100	280000	1900	0.7	324800	326300	1500	0.5
62	230000	235200	5200	2.3	279100	281000	1900	0.7	325700	327200	1500	0.5
63	230700	235800	5100	2.2	280000	281900	1900	0.7	326500	328000	1500	0.5
64	231300	236300	5000	2.2	281000	282800	1800	0.6	327300	328800	1500	0.5

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	231900	236800	4900	2.1	281500	283300	1800	0.6	328200	329600	1400	0.4
66	232500	237300	4800	2.1	282400	284000	1600	0.6	328600	330000	1400	0.4
67	233100	237800	4700	2.0	283100	284700	1600	0.6	329300	330600	1300	0.4
68	233800	238400	4600	2.0	284000	285600	1600	0.6	330100	331300	1200	0.4
69	234500	238900	4400	1.9	285000	286600	1600	0.6	330900	332100	1200	0.4
70	235100	239400	4300	1.8	285800	287400	1600	0.6	331600	332800	1200	0.4
71	235600	239900	4300	1.8	286600	288200	1600	0.6	332300	333500	1200	0.4
72	236300	240400	4100	1.7	287400	289000	1600	0.6	333000	334100	1100	0.3
73	237000	240900	3900	1.6	288200	289700	1500	0.5	333500	334600	1100	0.3
74	237600	241400	3800	1.6	288700	290200	1500	0.5	334100	335200	1100	0.3
75	238200	241800	3600	1.5	289100	290600	1500	0.5	334600	335700	1100	0.3
76	238700	242300	3600	1.5	289600	291000	1400	0.5	335200	336300	1100	0.3
77	239300	242800	3500	1.5	289800	291200	1400	0.5	335500	336600	1100	0.3
78	240000	243300	3300	1.4	290100	291500	1400	0.5	336000	337100	1100	0.3
79	240700	243800	3100	1.3	290300	291700	1400	0.5	336400	337500	1100	0.3
80	241200	244300	3100	1.3	290700	292000	1300	0.4	336900	337900	1000	0.3
81	241700	244700	3000	1.2	290900	292200	1300	0.4	337300	338300	1000	0.3
82	242300	245200	2900	1.2	291100	292400	1300	0.4	337800	338800	1000	0.3
83	242900	245600	2700	1.1	291500	292700	1200	0.4	338300	339300	1000	0.3
84	243400	246000	2600	1.1	291800	292900	1100	0.4	338800	339800	1000	0.3
85	243900	246400	2500	1.0	292100	293200	1100	0.4	339100	340100	1000	0.3
86	244500	246800	2300	0.9	292400	293500	1100	0.4	339500	340500	1000	0.3
87	245100	247200	2100	0.9	292700	293800	1100	0.4	340000	341000	1000	0.3
88	245600	247600	2000	0.8	293100	294100	1000	0.3	340400	341400	1000	0.3
89	246100	248000	1900	0.8	293400	294400	1000	0.3	340700	341700	1000	0.3
90	246600	248500	1900	0.8	293800	294800	1000	0.3	341100	342100	1000	0.3
91	246900	248800	1900	0.8	294100	295100	1000	0.3	341600	342600	1000	0.3
92	247300	249100	1800	0.7	294500	295500	1000	0.3	342000	343000	1000	0.3
93	247600	249400	1800	0.7	294700	295700	1000	0.3	342200	343200	1000	0.3
94					294900	295900	1000	0.3	342600	343600	1000	0.3
95					295200	296200	1000	0.3	343100	344100	1000	0.3
96					295600	296600	1000	0.3	343500	344500	1000	0.3
97					295800	296800	1000	0.3	343700	344700	1000	0.3
98					296100	297100	1000	0.3	344100	345100	1000	0.3
99					296500	297500	1000	0.3	344500	345500	1000	0.3
100					296900	297900	1000	0.3	344800	345800	1000	0.3
101					297100	298100	1000	0.3	345100	346100	1000	0.3
102					297400	298400	1000	0.3	345500	346500	1000	0.3
103					297800	298800	1000	0.3	345900	346900	1000	0.3
104					298100	299100	1000	0.3	346300	347300	1000	0.3
105					298300	299300	1000	0.3	346800	347800	1000	0.3
106					298600	299600	1000	0.3	347200	348200	1000	0.3
107					299000	300000	1000	0.3	347600	348600	1000	0.3
108					299300	300300	1000	0.3	348000	349000	1000	0.3
109					299500	300500	1000	0.3	348500	349500	1000	0.3
110					299900	300900	1000	0.3	348900	349900	1000	0.3
111					300300	301300	1000	0.3	349200	350200	1000	0.3
112					300600	301600	1000	0.3	349500	350500	1000	0.3
113					300800	301800	1000	0.3	350000	351000	1000	0.3
114					301000	302000	1000	0.3				
115					301300	302300	1000	0.3				
116					301700	302700	1000	0.3				
117					301900	302900	1000	0.3				
118					302100	303100	1000	0.3				
119					302400	303400	1000	0.3				
120					302700	303700	1000	0.3				
121					303100	304100	1000	0.3				
122					303300	304300	1000	0.3				
123					303600	304600	1000	0.3				
124					303900	304900	1000	0.3				
125					304200	305200	1000	0.3				

(議案第 8 4 号)

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島
県市町総合事務組合規約の変更について

(人 事 課)

1 提案の要旨

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

2 変更の内容

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務に、府中町の職員に対する退職手当の支給に関する事務を追加する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（第 2 8 6 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 2 8 7 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 8 5 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市津田 5 4 5 番地において施工する佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 増築工事

本部棟

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

2 階建て

延べ面積 8 6 7 . 3 3 平方メートル

ダッグアウト棟

鉄筋コンクリート造

平屋建て

延べ面積 3 1 3 . 3 6 平方メートル

外構工事 一式

(2) 請負金額 2 8 8 , 4 3 5 , 1 8 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市大野 4 4 4 7 番地 1 3

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 智 実

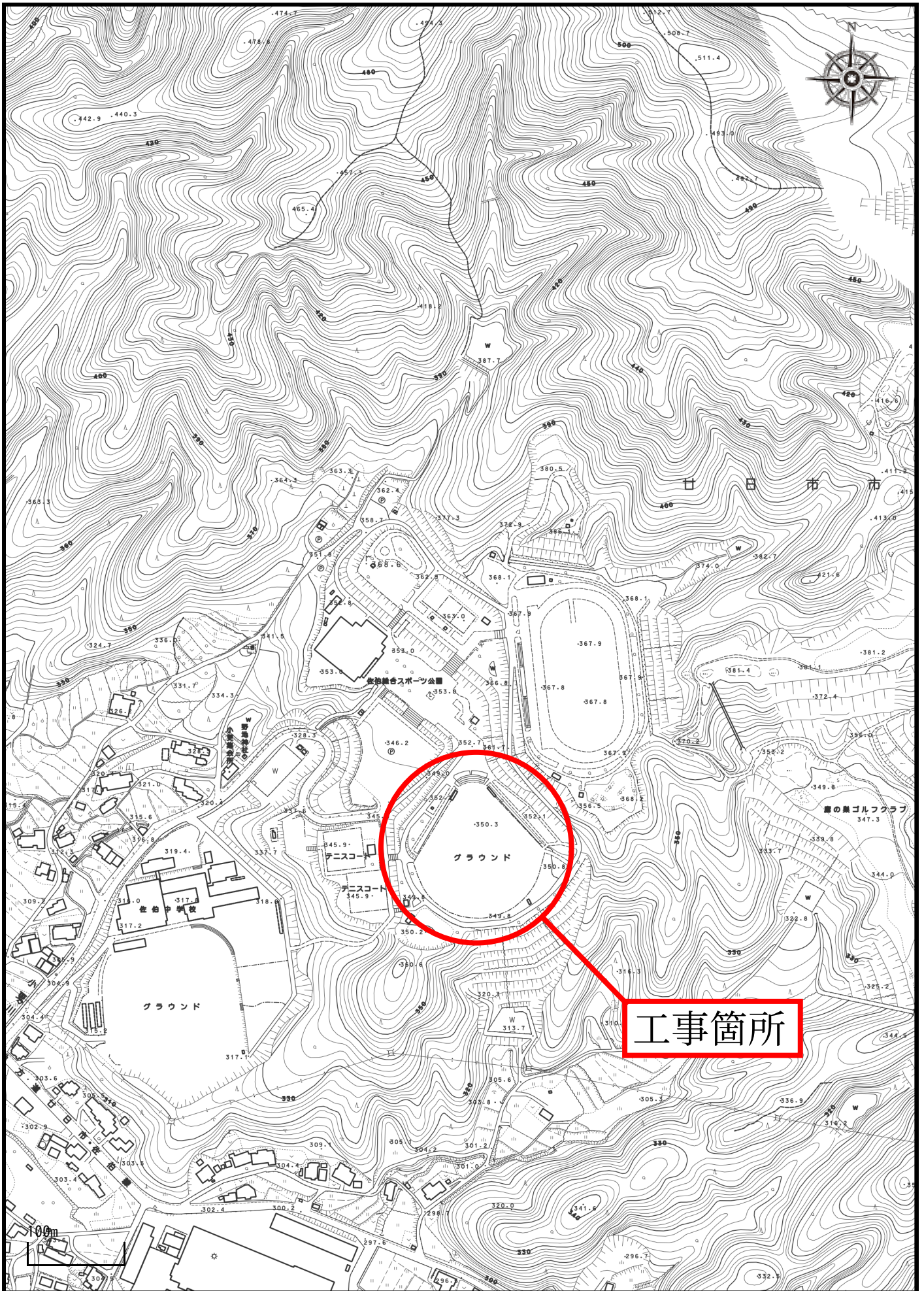
(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 6 年 8 月 3 0 日まで

3 根拠法令

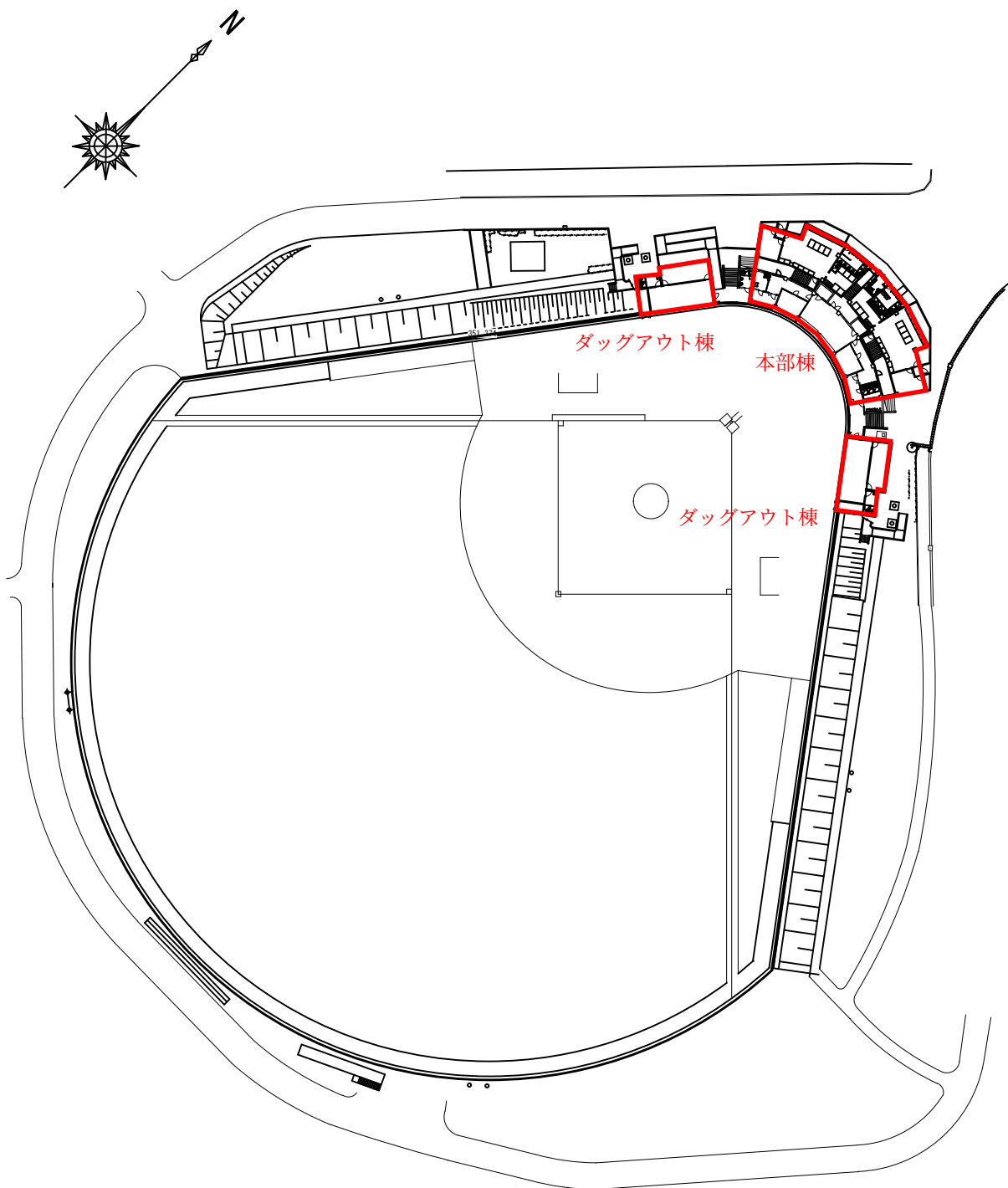
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。





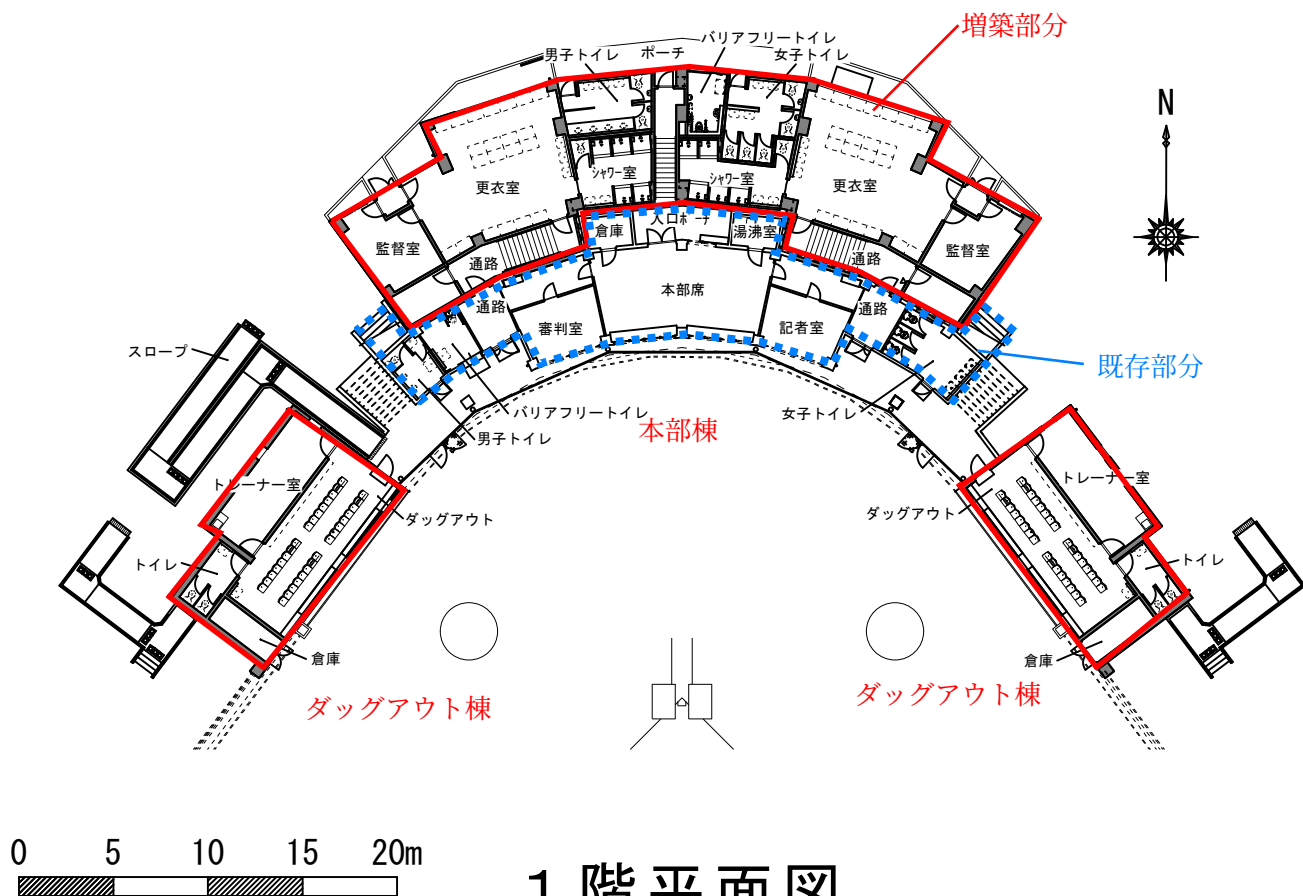
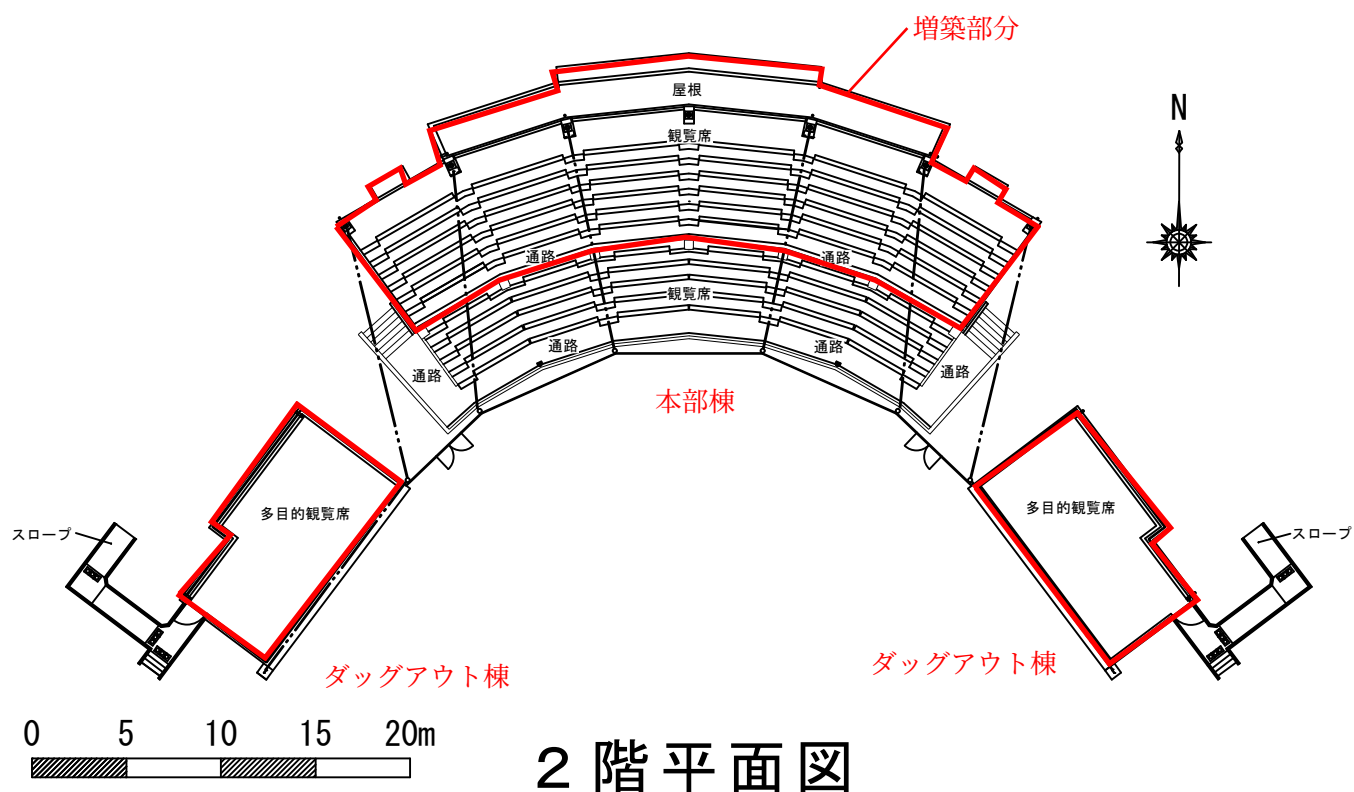
佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事

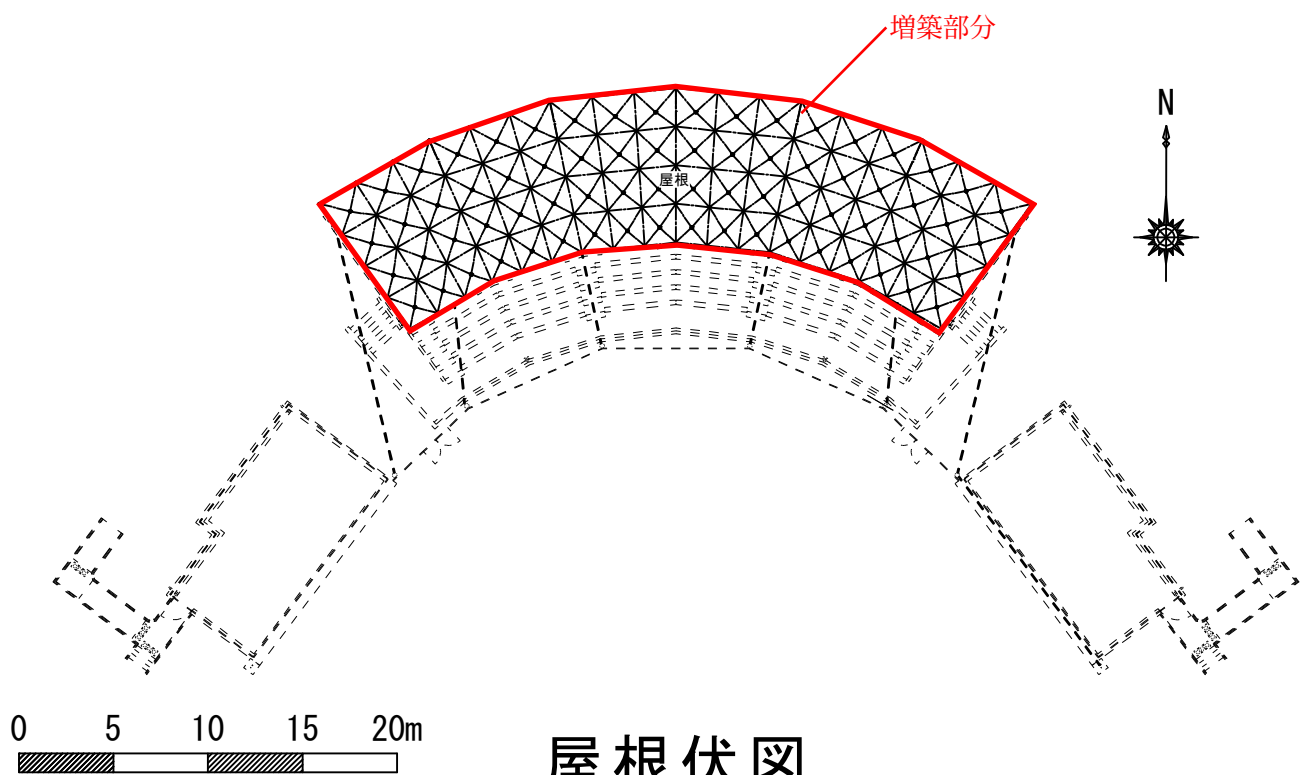


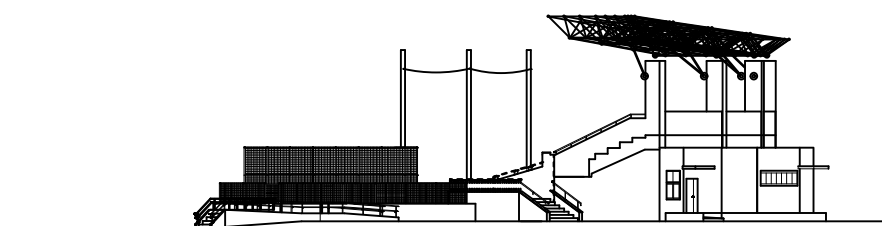
0 10 20 30 40m

全体平面図

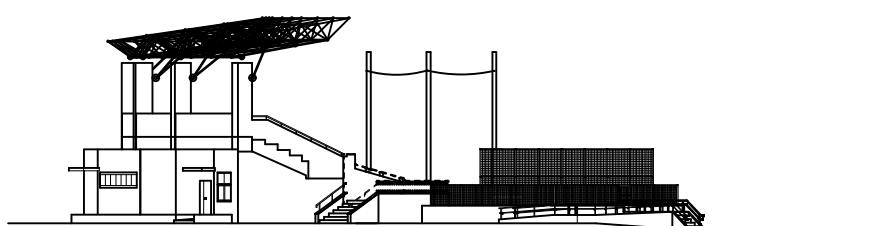
佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事



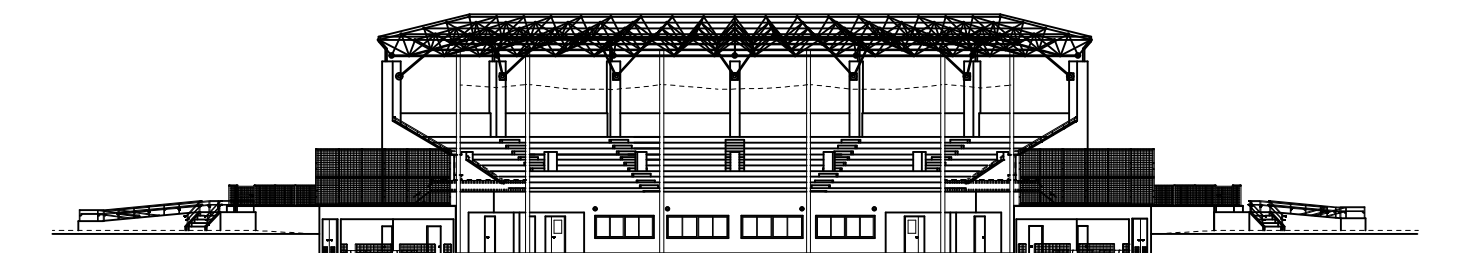




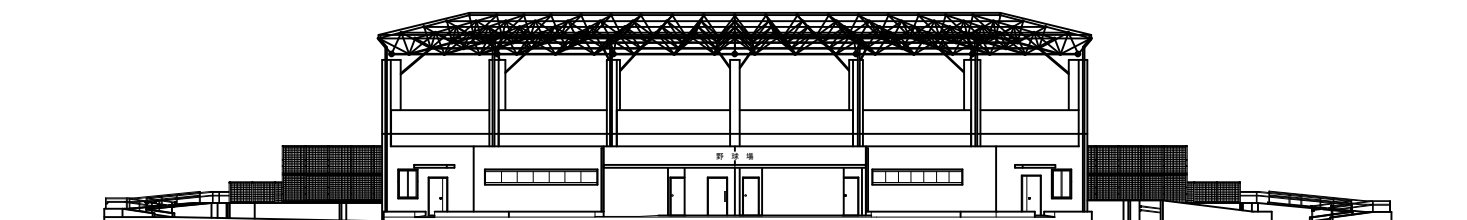
東側立面図



西側立面図



南側(グランド側)立面図



北側立面図

0 5 10 15 20m



佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事

(議案第 86 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(産業振興課)

1 提案の要旨

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市産業交流センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

廿日市商工会議所

会頭 澁谷 憲和

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 11 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 87 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(産業振興課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島商工会館

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町 527 番地 1

宮島町商工会

会長 松 本 誠

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 11 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 86 号説明書に同じ。

(議案第 88 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市岩倉ファームパーク

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 86 号説明書に同じ。

(議案第 89 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮浜温泉三丁目 5 番 27 号

宮浜温泉地域管理組合

組合長 上 野 純 一

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 86 号説明書に同じ。

(議案第 9 0 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市地御前五丁目 1 0 番 8 号

地御前漁業協同組合

代表理事 峠 清 隆

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 1 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

大野漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 2 1 号

大野町漁業協同組合

代表理事 寺 西 浩 二

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 2 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

宮島漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町 9 7 4 番地 9

宮島漁業協同組合

代表理事 丸 本 孝 雄

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉総務課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 益 本 住 夫

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 4 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉総務課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 益 本 住 夫

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 5 号)

工事委託契約の変更について

(維持管理課)

1 変更の理由

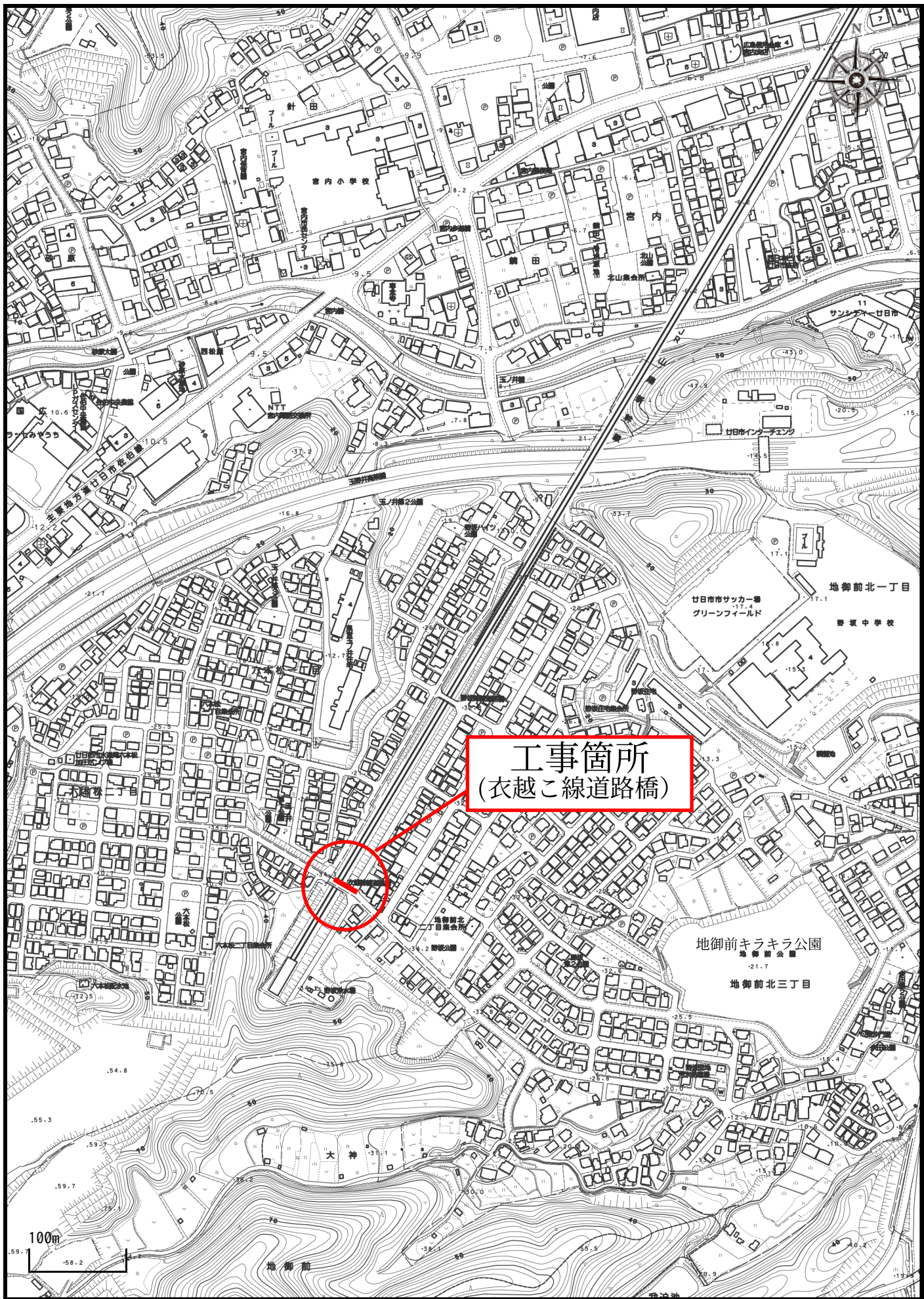
令和 4 年議案第 5 8 号により議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社との協定後、数量の増減等が発生したこと、西日本旅客鉄道株式会社が発注した工事に入札差金が発生したことなどにより、委託金額を変更する必要が生じたものである。

2 変更の内容

現 委 託 金 額	変更委託金額	減 少 額
254,437,000 円	228,339,214 円	26,097,786 円

3 根拠法令

議案第 8 5 号説明書に同じ。



(議案第 9 6 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

公益財団法人 廿日市市芸術文化振興事業団

代表理事 生 田 徳 廉

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 6 号説明書に同じ。